

第1回 大洗町立学校のあり方検討委員会

資料

大洗町立学校のあり方検討委員会

6 あり方検討委員会の設置趣旨および所掌事務について

(1) 大洗町立学校のあり方検討委員会設置要綱について

大洗町立学校のあり方検討委員会設置要綱

令和7年9月25日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 町における児童生徒数の推移等を踏まえ、大洗町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、大洗町立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を「調査・検討し、答申する。」

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大洗町教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員30人程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会の代表
- (3) 小中学校長
- (4) 小中学校PTA会長
- (5) 地域の代表
- (6) 教育委員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に関する答申を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合は、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 検討委員会の会議の公開方法

当委員会の会議は、委員相互の自由闊達な発言環境を考慮して原則非公開とし、会議資料及び議事録等について、町ホームページ等に掲載することにより公開します。

議事録については、主な発言内容について発言者名を除いて記載する形で、読みやすいよう内容を整理し、各委員の皆様に確認をしたうえで、掲載します。

8 議 事

(1) 検討委員会からの提言事項

本町の学校環境（校舎）は、一番古いもので南中学校の平成10年度完成、築26年、一番新しいもので南小学校の平成27年度完成、築10年です。4校全ての学校が、比較的新しい学校施設を兼ね備えています。

また、近年全国的に研究や取組が進められている小中一貫教育や義務教育学校へ移行している市町村も増えつつある状況です。

このような中、他市町村同様、本町においても少子化に伴い、小中学校児童生徒数が減少しております。特に、現在の学校体制（2小2中）になった初年度（平成28年度）から、令和7年度現在で約30%減となっており、小中学校の小規模化が進んでいます。また、今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、学校規模の維持はますます困難になることが予想されます。

現在、それぞれの学校では、保護者や地域の方々の協力を得ながら、教育効果が上るよう、様々な工夫や取組を行っていますが、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響等、小規模化に伴う課題がますます大きくなっています。

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させるためにも、小中学校のあり方について検討することが喫緊の課題です。

子どもたちが、義務教育9年間を通して、自ら夢や目標を持ち、生きる力を育むことができる持続可能な学校環境づくりを目指し、「大洗町立小中学校のあり方に関する方向性」について提言をまとめたものです。

【提言事項】

- 1 「町立小中学校のあり方（基本的方向性）」について
- 2 1の方向性に沿った「町立小中学校のあり方（具体的方策）と魅力ある学校づくり（ビジョン）」について

(2) 検討委員会の協議スケジュール（予定）

検討委員会は、提言事項1の議論とそれに沿った提言事項2のステップとして、2段階で行いたいと思います。まず、提言事項1について、5回程度の開催を予定しています。

◆提言事項 1: 「町立学校のあり方(基本的方向性)」について

会議等	開催日	内容等
第1回検討委員会	令和7年11月27日	<ul style="list-style-type: none">・学校(児童生徒数・学級数等)の現状と推計について・学校の適正規模・適正配置の考え方について・情報周知の方法について・アンケートの調査について
第2回検討委員会	令和8年1月	<ul style="list-style-type: none">・情報周知の継続について・アンケート内容及び実施方法について
※アンケート実施		<ul style="list-style-type: none">・アンケート実施と集計、分析
第3回検討委員会		<ul style="list-style-type: none">・アンケート結果の報告・検証・懇談会実施の有無と方法について
※懇談会実施		<ul style="list-style-type: none">・懇談会実施とまとめ
第4回検討委員会		<ul style="list-style-type: none">・アンケート、各懇談会の結果報告・結果を検証し、検討委員会としての方向性検討
第5回検討委員会	令和8年7月	「町立学校のあり方(基本的方向性)」の提言検討・決定

◆提言事項 2: 提言事項1に沿った「町立学校のあり方(具体的方向性)と魅力ある学校づくり(ビジョン)」について

会議等	開催日	内容等
第6回検討委員会	令和8年9月	<ul style="list-style-type: none">・具体的方向性の検討について・魅力ある学校づくり(ビジョン)について <p>※議論の進め方協議・課題抽出</p>
※複数回の委員会開催		
最終検討委員会	令和9年10月	提言事項2の提言決定

※ なお、検討委員会の回数・内容・スケジュールについては、議論の進捗状況等により、変わっていくことをご了承ください。

(3) 学校の適正規模・適正配置の考え方について

① 適正規模

◆適正規模とは

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけていくための学校環境の目安であり、1校あたりの学級数を示すものです。

◆国が示す学校規模

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、この標準は、「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない」と示されています。

➤ 標準学級数

○小学校の標準学級数：12 学級数～18 学級数

「学校教育施行規則第 41 条」

○中学校の標準学級数：12 学級数～18 学級数

「学校教育施行規則第 79 条」

➤ 望ましい学級数の考え方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

(文部科学省)

○ (望ましい学級数の考え方)

小学校は、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上 (6 学級以上) であることが必要。また、「全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上 (12 学級以上) あることが望ましい。

中学校は、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上 (6 学級以上) が必要となります。また、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましい。

◆茨城県の適正規模の基準

「公立小・中学校の適正規模について（指針）」（茨城県教育委員会）

○小学校においては、クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。

○中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）

② 適正配置

◆適正配置とは

適正規模を踏まえ、児童生徒にとっての望ましい教育環境を確保するための、通学条件（通学距離・通学時間）を示すものです。

◆国の標準

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）

○通学距離の考え方

公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね 4km 以内、中学校ではおおむね 6km 以内であること。ただし、スクールバス等を活用することにより、それを超える通学距離も可能であるとされています。

○通学時間の考え方

徒歩や自転車による通学だけではなく、スクールバスなど適切な交通手段を確保することで、おおむね1時間以内を目安としています。

（4）学校（児童生徒数・学級数等）の現状と推計について

① 児童生徒数 《表1・グラフ1》

児童生徒数の状況をみると、小中学校の児童生徒数は、昭和56年度2,805人をピークに長期的に減少傾向が続いており、磯浜小学校と祝町小学校が統合した平成24年度が1,372人、大貫小学校と夏海小学校が統合し、現在の体制となった平成28年度が1,216人です。令和7年度現在が858人となっており対平成28年度は約30%減となっています。

令和8年度から13年度までの数値は、7年度現在の児童生徒が小学校・中学校にそれぞれ、そのまま進級し、また、出生数を小学校入学予定数として推計したものです。

17年度及び22年度の数値は、これまでの児童生徒数と出生数を基礎データとして統計処理（指數回帰）を行い推計したものです。

② 出生数 《表2・グラフ2》

令和2年度は、79人でしたが、それ以降多少の増減はあるものの減少しており、6年度は50人を切ってしまっています。少子化や働き方の影響から、今後、出生数が大きく増えることは想定しづらい状況です。

③ 学級数 『表3・グラフ3』

この表は、特別支援学級数を含まない通常学級数の現状と推計の表です。児童生徒数及び出生数をもとに試算したものです。令和10年度には、4校全てで「文部科学省が定める望ましい学級数」を下回ることが予想されます。

※参考 特別支援学級数 『表4』

④ 校舎の状況

大洗町校舎は、平成10年以降に建設されており、築9～26年と耐震性や設備面においても比較的良好な状態を維持しています。これまで実施された大規模改修工事は、耐用年数を過ぎた空調設備などの内容に限られています。今後は、築年数の経過とともに施設の安全と機能の維持向上に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

このため、学校施設の改修及び維持管理にかかる総費用の縮減、予算の平準化を図りつつ、今後の学校施設に求められる機能を確保することを目的として、「大洗町公立学校施設長寿命化計画」を平成29年12月に策定しました（令和4年8月改定）。

この計画は、原則として現在の配置を維持しながら長期的に施設利用できるように配慮するものですが、一方で、人口推移を見ながら施設の集約化等を検討する必要性についても触れています。

学校名	校地	構造規模	建設(竣工)年
大洗小学校	35,361 m ²	鉄筋コンクリート 2F 6,991 m ²	H24.3 (築13年)
南小学校	15,360 m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨) 3F 4,791 m ²	H28.3 (築9年)
第一中学校	30,717 m ²	鉄筋コンクリート 3F 6,967 m ²	H18.12 (築18年)
南中学校	33,640 m ²	鉄筋コンクリート 2F・3F 6,377 m ²	H12.3 (築25年)

(5) 情報周知の方法について

- ① 第1回目周知の手段
 - ・広報おおあらい
 - ・町ホームページ
 - ・各学校まちこみメール（情報連絡ツール）

- ② 内容 《別紙（案）参照》

- ・児童生徒数の推移
 - ・出生数の状況
 - ・今後の学級数の推移
 - ・学校の適正規模・適正配置とは。
 - ・Q & A

- ③ 第2回目の周知について

(6) アンケート調査について

◆調査の目的

学校のあり方に関する意識を調査し、検討委員会においてまとめる提言の基礎資料とすることを目的とする。

◆調査対象者

○保護者

- ・町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者
- ・町内保育園に在籍している児童の保護者

○教職員

- ・町立小中学校の教職員
- ・町内保育園の代表者及び町内保育園の保育者

○児童生徒：町立小学校 6 年生の児童及び町立中学校 3 年生の生徒

◆実施方法

Web アンケートにより実施

※学校情報連絡ツール、調査依頼文に調査表 QR コード表示、GIGA 端末等活用

(7) その他

- ・第2回検討委員会の日程

日時：令和8年1月28日（水）午後1時30分～

場所：トヨペットスマイルホール 大洗（中央公民館）研修室